

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書（案）

柏市(以下、「甲」という。), 株式会社デベロッパ(以下、「乙」という。), 広島建設株式会社(以下、「丙」という。)は, 災害時におけるコンテナモジュール(以下、「移動式宿泊施設等」という。)の提供について, 次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は, 柏市内において地震, 風水害, その他の災害が発生し, 又は発生するおそれがある場合(以下、「災害時」という。)に甲の要請に応じ, 乙が管理し, 丙が所有する移動式宿泊施設等を提供することについて, 必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時に必要とし, 甲から要請があったとき, 乙及び丙は特段の理由がない限り保有する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし, 乙及び丙は可能な限り甲に協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は, 乙に対して前条に定める協力を要請するときは, 文書をもって行うものとし, 乙は, 甲より要請を受けたときは, 丙に速やかに要請内容を共有するものとする。

ただし, 緊急を要するときは, 甲は, 乙に対し, 口頭, 電話, 電子メール等で要請し, 事後, 速やかに文書を提出するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 乙は, 移動式宿泊施設等を甲が指定する場所へ搬入し, 甲は, 甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上, 引渡しを受けるものとする。

尚, 乙は, 甲の指定場所への搬入および引渡が完了したときは, 丙に速やかに引渡完了報告を行うものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は, 移動式宿泊施設等の使用が終了したときは, 速やかに乙の確認を受けた上で乙に対し返還するものとし, 乙は, 甲より返還を受けたときは, 丙に速やかに返還完了報告を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 甲は, 移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において, 当該費用は, 災害発生直前における適正な価格を基準とし, 甲と乙が協議の上, 算出した額と

する。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲の責に帰すべき事由がある場合、復旧費用を甲が負担するものとし、その他の事由については、甲乙丙の協議により、決定する。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

尚、「連絡責任者届(別紙)」による報告があった時は、乙は、丙に速やかに変更内容を報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙丙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(暴力団の排除に係る解除)

第10条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 役員等(法人である場合にはその役員その支店の代表者又は常時協定を締結する事務所、営業所その他これらに類するものの代表者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの協定を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙丙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの協定を解除したことにより、乙丙に損害が生じても、その

責めを負わないものとする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙丙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、甲乙丙は、本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和2年7月16日

千葉県柏市柏五丁目10番1号
甲 柏市
柏市長 秋山浩保

千葉県市川市市川一丁目4番10号
乙 市川ビル8階
株式会社 デベロップ
代表取締役 岡村健史

千葉県柏市豊四季1004番地
丙 広島建設株式会社
代表取締役 島田秀貴